

35—09 P U D T

証拠保全事件の実例

1. 審判請求前の申立て（→特 § 150②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、 § 68④）

(1) 昭和 37 年証拠保全第 1 号（特許）

「即席ラーメンの製造法」

申立ての要旨

ア 対象の特許発明の製造法は冒認による出願であるから、権利者の工場で行われている製造法につきその証拠を保全しておかないと変更されるおそれがある。

イ 冒認であることの立証のため証人尋問（3名）を申請する。

疎明方法

特に疎明書を提出していないが、証人中 1 名は外国人であり帰国手続を申請していて近く帰国すると申し立てた。

決 定

証人中、帰国手続申請中の者のみの尋問を当庁審判廷で行い、その他の検証及び証人尋問の申立ては採用しなかった。

申 立 て 昭 37.7.11

決 定 昭 37.8.14

期 日 昭 37.8.23

(2) 昭和 42 年証拠保全第 1 号（実用新案）

「家具用折畳自在脚」

申立ての要旨

検証物の販売はだいぶ以前にさかのぼるので、無効審判の請求後では事実を詳らかにすることが困難である。

疎明方法

証人の年齢を示す住民票などを提出している。

決 定

証人はさほどの高齢でもなく、また証拠品も当庁に提出されており、紛失のおそれもないので、証拠保全の申立ては採用しなかった。

(3) 昭和 43 年証拠保全第 3 号（特許）

「蓄 積 管」

申立ての要旨

該蓄積管を使用したオッシロスコープは既に 4 年半も使用されており、いつ新品と交換されるかわからない。

疎明方法

申立人関連会社社員が、上記事情を述べている報告書を提出した。

決 定

実地検証並びにオッシロスコープの購入の時期、経過等に関して、使用者の一人である大学助手の証人尋問の申立てを採用した。

2. 審判事件係属中の申立て

(1) 昭和 39 年証拠保全第 3 号（実用新案）

「写真植字機」

申立ての要旨

長年の使用により多少狂いが来ており、また旧式になったので、近く新品と交換の予定である。

疎明方法

上記事情を述べた機械の持主の証明書を提出している。

決 定

検証物の機械製作番号と、関連無効審判の証拠のそれと、前記持主の証明書に記載されたそれとが全部相違しているので、証拠保全の実質的要件を欠如しているとして証拠保全の申立てを採用しなかった。

(2) 昭和 43 年証拠保全第 1 号（実用新案）

「風呂釜」

申立ての要旨

据えつけてから 5 年たっており、廃棄されるおそれがある。

疎明方法

風呂釜の現況を示す写真を数葉提出し、それが設置されている社宅の持主会社の検証承諾書中で、設置時期について言及している。

決 定

実地検証並びに証人 2 名の尋問の申立てを採用した。

(3) 証拠保全 2003-98001 号 (特許)

「多段圧縮機」

申立ての要旨

検証物は約 16 年も継続使用されており、使用不可能な状態に至れば、直ちに廃棄処分となるおそれがある。

決 定

検証を早期に実施すべき必要性を認め、実地検証の申立てを採用した。

(改訂 H27.2)